

どうしたらいいんだろ？
困ったときは
ご相談下さい！



- 民事信託 -

民事信託は、信託の仕組みを利用した財産管理・承継をスムーズに行う制度です、成年後見制度では難しい部分を補い財産を上手く引き継ぐ方法です。遺言書や成年後見を利用してフォロー出来ない部分を民事信託を利用することにより補完できます。

- 遺言書作成 -

お金持のイメージが有った遺言書、今は違います！！相続税が引き下げられ、納税対象者が増えた昨今、遺言書はあなた亡き後、「争族」を避ける手立てとなり、シニア世代の常識になりつつ有ります。遺言書があれば遺産分割協議書は不要となります。

- 相続・相続相談 -

相続は誰にでも起こる事です、相続の発生と同時にいろいろな手続や届出が必要になります。又、相続税の引き下げに伴い、相続対策も重要になってきました。「相続」を「争族」にさせない賢い争族対策もシニア世代には必要となってきました。

民事信託

遺言書

遺産分割
協議書

高齢者の財産管理

高齢者支援 (おひとり様支援)

身寄りが無いので急病になったときの対処や、判断能力が衰えつつあることに不安がある・・・こんな方には、定期的な訪問や面談、深夜や急病対応など、見守り契約によって皆様の安心に役立ちます。

元気なうちから「財産管理契約」をお勧めします！！

- ・銀行、郵便局の手続き
- ・医療費の支払い
- ・税金の支払い 他



石井法務グループ
一般社団法人 相続・遺言支援センター



愛しい家族へ
遺したい思いがあるあなた

シニアライフの安心のために！

シニアライフのバックアップに！

シニア世代がこれから差し掛かる老後生活で、財産を誰に承継させるかや、もしも認知症になってしまったらなど、シニアが抱える問題に対し、一般社団法人相続・遺言支援センターでは、相続問題のご相談はもちろん、遺産分割協議書の作成や遺言書作成・相続に伴う不動産登記、事業承継に至るまで、幅広くご相談に対応しております。

円滑な相続：公正証書

相続で争い＝争続が起きないように、公正証書遺言を作成しておきましょう！

- 自筆証書と比べると・・・
- ・公証役場で安全に保管
 - ・自筆証書遺言は不備が多く、万が一の場合使えない可能性もある
 - ・家庭裁判所において「検認」が必要になる



☎ 045 - 360 - 6900
☎ 0120 - 916 - 469
営業時間 平日・土 9:00 ~ 18:00
ご連絡頂ければ、日祝日対応いたします。

横浜市旭区柏町27番地1
一般社団法人 相続・遺言支援センター

●お問い合わせの際に「相鉄不動産販売の選べるサービスリストを見て」とお伝えください。